

# 1 概 要

## (1) はじめに

下水道は、健康で快適な生活環境の確保と河川等の公共用水域の水質の保全を図るために不可欠の施設であり、今後、豊かさの実感できる住民生活の実現と地域社会の発展を図っていくためには、その推進は、緊急の重要課題となっている。

このような現状を踏まえ、本県においては、平成3年度から「生活排水99%大作戦」を展開し、生活排水処理施設整備を積極的に推進してきた結果、令和2年度末には生活排水処理率が全県で98.9%（全国3位）に達している。

約7割の市町が処理率99%を達成した一方、処理率に地域間格差があるため、特に整備の遅れている地域での整備促進を目的に、平成17年度から平成21年度まで「生活排水99%フォローアップ作戦」として県が支援を行うなど、処理率の一層の向上を目指し、引き続き事業を進めてきたところである。（表VI-1）

生活排水処理施設は多種多様であるが、その整備にあたっては、長期にわたる建設期間と大きな投資が必要となることを十分考慮し、地域の特性を踏まえて最も経済的かつ効果的な施設を選択することが必要である。（表VI-2）

表VI-1 生活排水処理率の状況

（単位：％）

事業別		生活排水処理率の状況（令和2年度末）										
		地域別										
		神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	全県
集合処理	公共下水道	98.7	99.9	97.7	95.5	80.5	90.4	84.1	73.9	62.1	52.6	93.5
	農・漁業集落排水施設	0.9	0.0	0.7	0.8	10.4	3.2	8.7	15.2	21.8	5.1	2.7
	コミュニティプラント	0.0	0.0	0.3	0.0	3.9	2.9	3.7	7.9	4.3	1.9	1.1
個別処理	合併処理浄化槽	0.3	0.0	1.0	1.6	4.4	1.9	3.3	2.6	11.3	20.9	1.8
合 計		99.8	99.9	99.8	97.9	99.2	98.3	99.8	99.8	99.5	80.5	98.9

- (注) 1 生活排水処理率とは総人口のうち生活排水を処理している人口（処理人口）の割合である。この処理人口は、集合処理で施設整備がなされた区域内の人口（住民基本台帳人口）を指し、個別処理の場合は、合併処理浄化槽が設置されている家屋の人口（住民基本台帳人口）を指す。
- 2 地域の計及び全県の処理率は、四捨五入のため内訳の合計とは合わないことがある。

表VI-2 令和2年度各污水处理システムの概要

区 分	公 共 下 水 道 事 業	特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 事 業	農 業 集 落 排 水 事 業
1 目 的	都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資する。	湖沼周辺地域等の自然環境の保全又は農山漁村における生活環境の改善を図る。	農業集落における農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能を維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与する。
2 設 置 主 体 維持管理主体	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体、土地改良区
3 根 拠 法 又 は 予 算 上 の 措 置	下水道法	下水道法	農業集落排水事業（集排単独） 農業集落排水資源循環統合補助事業 農村振興総合整備事業 等
4 対 象 地 域	主として市街地	市街化区域（市街化区域が設定されていない都市計画区域にあっては既成市街地及びその他の地域）以外の地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする区域を含む。）内の農業集落
5 対 象 人 口	特になし	1,000人～10,000人 水質保全上特に緊急に下水道の整備を必要とする地区においては、1,000人未満も実施できる。	原則として概ね1,000人以下 なお、1,000人以上で実施する場合は、市町村及び都道府県の関係部局間で協議調整を行う。
6 対 象 下 水	雨水、汚水（生活雑排水・し尿）	雨水、汚水（生活雑排水・し尿）	雨水、汚水（生活雑排水・し尿）、 汚泥
7 耐 用 年 数	40年～50年	40年～50年	40年～50年
8 建 設 期 間	不特定長期	約5年	約3年～5年
財 政 制 度	補助率（基本）		補助率（基本） 1/2
国 庫 補 助 金	管渠等 1/2 処理場 5.5/10		
地 方 債	充当率 100%		充当率 100%
受 益 者 負 担 金 等	都市計画法第75条「受益者負担金」等を根拠に徴収している。		地方自治法第224条「分担金」を根拠に徴収している。
地 方 交 付 税	維持管理費の15%を密度補正並びに元利償還金の44%～16%を事業費補正及び5%を単位費用で措置	維持管理費の15%を密度補正並びに元利償還金の44%を事業費補正及び5%を単位費用で措置	維持管理費の15%を密度補正並びに元利償還金の44%を事業費補正及び5%を単位費用で措置 農業集落排水緊急整備単独事業に係る事業費については、55%を事業実施年度に事業費補正で措置（ただし、平成9～17年度は一般会計繰出金に代えて臨時的に下水道事業債の元利償還金の100%を事業費補正で措置）
モ デ ル 図 ※斜線部分は交付 税措置相当部分			

漁業集落排水事業	コミュニティ・プラント	合併処理浄化槽（個人設置）
漁港の機能の増進とその背後の漁業集落における生活環境の改善とを総合的に図る。	地方公共団体が地域し尿処理施設を設置し、し尿と雑排水をあわせて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	下水道未整備地域における雑排水による公共用水域の汚濁等の生活環境の悪化に対処する。
地方公共団体	地方公共団体	個人
漁業集落環境整備事業 漁村再生交付金の事業 等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	合併処理浄化槽設置整備事業
漁港漁場整備法により指定された漁港の背後集落	特に制限なし	*脚注
100人～5,000人 なお、1,000人以上で実施する場合は、市町村及び都道府県の関係部局間で協議調整を行う。	101人～30,000人	下水道法の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域以外の地域
雨水、汚水（生活雑排水・し尿）、汚泥	汚水（生活雑排水・し尿）	汚水（生活雑排水・し尿）
40年～50年	40年～50年	約30年
約3年～5年	約1年	約3日～5日
補助率（基本） 1/2	補助率（基本） 1/3 公害防止計画策定地域等にあつては 1/2	補助率 市町村補助×1/3
充当率 100%	充当率 90%	なし
地方自治法第224条「分担金」を根拠に徴収している。	地方自治法第224条「分担金」を根拠に徴収している。	なし
維持管理費の15%を密度補正並びに元利償還金の44%を事業費補正及び5%を単位費用で措置	一般廃棄物処理事業債元利償還金の50%及び財源対策債元利償還金の50%を事業費補正で措置	国庫補助事業にあつては地方負担の80%、地方単独事業にあつては、地方負担額の2/3の80%に財政力指数をもとにした区分による一定の乗率を乗じて得た額を特別交付税で措置

\* 下水道法の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域以外の地域であつて次のいずれかの要件に該当する地域

①湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第3条第2項に規定する指定地域、②水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の7第1項に規定する生活排水対策重点地域、③水道水源の流域、④水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域、⑤水質汚濁の著しい都市内中小河川の流域、⑥自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1項に規定する自然公園等すぐれた自然環境を有する地域、⑦その他人口増加が著しい等上記の地域と同等以上に雑排水対策を推進する必要があると認められる地域

小規模集合排水処理施設整備事業	個別排水処理施設整備事業	特定地域生活排水処理事業
市町村が汚水等を集散的に処理する施設であって、小規模なものの整備促進を図る。	下水道や農業集落排水施設等により汚水等を集散的に処理することが適当でない地域について、生活雑排水等の処理の促進を図る。	水道水源の保全のために、生活排水対策の緊急性が高い地域において、市町村が設置主体となって個別合併処理浄化槽の面的整備を行う。
地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体
小規模集合排水処理施設整備事業	個別排水処理施設整備事業	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律 浄化槽市町村整備推進事業 等
特に制限なし	①下水道、農業集落排水施設等の集合排水処理施設に係る処理区域の周辺地域 ②①以外の事業であって、特定地域生活排水処理事業の対象となる地域	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の規定に基づき定められる都道府県計画における実施区域等
原則として住宅戸数2戸以上20戸未満	原則として住宅戸数20戸未満	住宅戸数20戸以上
雨水、汚水（生活雑排水・し尿）、汚泥	汚水（生活雑排水・し尿）	汚水（生活雑排水・し尿）
約30年	約30年	約30年
約1年～3年	約3日～5日	約3日～5日
なし	なし	補助率（基本）1/3
充当率 100%	充当率 100%	充当率 100%
地方自治法第224条「分担金」を根拠に徴収している。	地方自治法第224条「分担金」を根拠に徴収している。	地方自治法第224条「分担金」を根拠に徴収している。
維持管理費の15%を密度補正、事業費の30%を事業費補正及び元利償還金の44%を事業費補正で措置 （ただし、平成9年度以降は一般会計繰出金にかえて臨時的に下水道事業債を措置することとし当該下水道事業債の元利償還金の100%を事業費補正で措置）	事業費の30%を事業補正及び元利償還金の44%を事業費補正で措置 （ただし、平成9年度以降は一般会計繰出金にかえて臨時的に下水道事業債を措置することとし当該下水道事業債の元利償還金の100%を事業費補正で措置）	元利償還金の44%を事業費補正で措置

## (2) 処理原価・使用料単価の状況

【公共下水道】

表VI-3 団体別の使用料の単価と処理原価(汚水)

(単位:円/㎡、%)

	使用料単価 A	処理原価 B	維持管理費		A-B	充足率			使用料水準 家庭用 20m <sup>3</sup> /月
			維持管理費 C	資本費 D		処理原価 A/B	維持管理費 A/C	資本費 (A-C)/D	
神戸市	110.8	111.6	46.3	65.3	△ 0.8	99.3	239.3	98.8	1,760
姫路市	163.8	221.0	79.9	141.1	△ 57.2	74.1	205.0	59.5	2,629
尼崎市	86.7	76.3	51.4	24.9	10.4	113.6	168.7	141.8	1,714
明石市	145.2	116.4	59.8	56.6	28.8	124.7	242.8	150.9	2,197
西宮市	98.7	93.9	50.9	43.0	4.8	105.1	193.9	111.2	1,777
洲本市	154.6	146.5	110.0	36.4	8.1	105.5	140.5	122.5	2,530
芦屋市	77.1	81.3	54.5	26.8	△ 4.2	94.8	141.5	84.3	1,485
伊丹市	92.6	76.6	34.1	42.5	16.0	120.9	271.6	137.6	1,727
相生市	159.5	160.1	125.1	35.1	△ 0.6	99.6	127.5	98.0	3,410
豊岡市	178.2	139.5	95.2	44.4	38.7	127.7	187.2	186.9	2,530
加古川市	153.3	130.7	58.0	72.6	22.6	117.3	264.3	131.3	2,453
赤穂市	140.2	159.7	74.2	85.5	△ 19.5	87.8	188.9	77.2	3,630
西脇市	193.9	171.9	79.9	91.9	22.0	112.8	242.7	124.0	1,848
宝塚市	87.1	108.4	47.1	61.2	△ 21.3	80.4	184.9	65.4	2,640
三木市	148.0	118.9	74.2	44.7	29.1	124.5	199.5	165.1	2,310
高砂市	134.6	115.4	75.5	39.9	19.2	116.6	178.3	148.1	2,145
川西市	116.2	76.7	51.8	24.9	39.5	151.5	224.3	258.6	2,732
小野市	179.0	144.4	93.7	50.7	34.6	124.0	191.0	168.2	1,587
三田市	97.0	72.5	56.1	16.3	24.5	133.8	172.9	250.9	3,710
加西市	250.7	193.3	69.5	123.9	57.4	129.7	360.7	146.2	2,970
丹波篠山市	150.0	269.5	269.5	0.0	△ 119.5	55.7	55.7	-	3,750
養父市	177.0	129.5	82.1	47.4	47.5	136.7	215.6	200.2	4,262
丹波市	217.5	205.8	120.6	85.3	11.7	105.7	180.3	113.6	3,140
朝来市	159.0	208.7	102.0	106.7	△ 49.7	76.2	155.9	53.4	2,750
淡路市	193.6	302.2	208.0	94.3	△ 108.6	64.1	93.1	△ 15.3	3,146
宍粟市	147.0	152.5	109.5	43.0	△ 5.5	96.4	134.2	87.2	1,980
加東市	184.7	182.3	76.3	106.0	2.4	101.3	242.1	102.3	3,795
たつの市	163.3	309.1	191.0	118.1	△ 145.8	52.8	85.5	△ 23.5	2,010
猪名川町	114.6	140.5	54.3	86.2	△ 25.9	81.6	211.0	70.0	2,030
多可町	180.0	116.5	116.5	0.0	63.5	154.5	154.5	-	2,450
稲美町	119.0	171.1	67.3	103.8	△ 52.1	69.5	176.8	49.8	2,585
播磨町	110.2	150.0	60.8	89.2	△ 39.8	73.5	181.3	55.4	4,503
福崎町	153.7	154.8	110.0	44.8	△ 1.1	99.3	139.7	97.5	4,860
太子町	142.2	265.6	116.3	149.3	△ 123.4	53.5	122.3	17.3	2,970
上郡町	158.7	155.6	122.4	33.2	3.1	102.0	129.7	109.3	2,922
香美町	231.4	277.8	177.3	100.5	△ 46.4	83.3	130.5	53.8	3,322
新温泉町	163.1	161.8	130.2	31.6	1.3	100.8	125.3	104.1	2,420
播磨高原広 域事務組合	145.5	353.4	270.9	82.5	△ 207.9	41.2	53.7	△ 152.0	3,080
県平均	119.0	121.7	59.1	62.6	△ 2.7	97.8	201.4	95.7	2,531
県平均 (除神戸)	122.8	126.4	65.1	61.4	△ 3.6	97.2	188.6	94.0	2,550

【特定環境保全公共下水道】

表 VI-4 処理原価と使用料単価の状況

(単位：円/m<sup>3</sup>、%)

項目	年度			28			29			30			R元			R2		
	28	構成比	伸率	29	構成比	伸率	30	構成比	伸率	R元	構成比	伸率	R2	構成比	伸率			
処理原価(A)	212.6	100.0	△ 9.3	211.4	100.0	△ 0.5	225.9	100.0	6.8	221.7	100.0	△ 1.9	208.4	100.0	△ 6.0			
維持管理費	111.6	52.5	△ 1.7	114.2	54.0	2.3	111.9	49.6	△ 2.0	111.2	50.1	△ 0.7	113.4	54.4	2.0			
資本費	100.9	47.4	△ 16.6	97.2	45.9	△ 3.7	114.0	50.3	17.2	110.5	49.8	△ 3.0	95.1	45.5	△ 13.9			
使用料単価(B)	168.8	-	2.0	170.0	-	0.8	170.3	-	0.2	169.8	-	△ 0.3	170.5	-	0.4			
充足率(B)/(A)×100	79.4	-	8.8	80.4	-	1.0	75.4	-	△ 5.0	76.6	-	1.2	81.8	-	5.2			

表 VI-5 団体別の使用料の単価と処理原価(汚水)

(単位：円/m<sup>3</sup>、%)

	使用料単価 A	処理原価 B	処理原価		A-B	充足率			使用料水準 家庭用 20m <sup>3</sup> /月
			維持管理費 C	資本費 D		処理原価 A/B	維持管理費 A/C	資本費 (A-C)/D	
神戸市	74.5	137.0	34.6	102.4	△ 62.5	54.4	215.6	39.0	1,760
姫路市	157.8	157.8	128.4	29.4	△ 0.0	100.0	122.9	100.0	2,629
洲本市	147.6	318.2	318.2	0.0	△ 170.6	46.4	46.4	-	2,530
相生市	178.5	118.0	118.0	0.0	60.5	151.3	151.3	-	2,922
豊岡市	179.2	164.3	133.9	30.4	14.8	109.0	133.8	148.8	3,410
加古川市	149.9	114.8	87.3	27.5	35.1	130.6	171.7	227.8	2,530
赤穂市	153.4	221.2	50.0	171.2	△ 67.8	69.3	307.0	60.4	2,453
西脇市	191.0	223.8	97.5	126.3	△ 32.8	85.3	196.0	74.0	3,630
三木市	165.2	169.2	66.3	102.9	△ 4.0	97.6	249.2	96.1	2,640
川西市	153.6	492.6	492.6	0.0	△ 339.0	31.2	31.2	-	2,145
小野市	201.1	167.4	41.2	126.2	33.7	120.1	488.2	126.7	2,732
三田市	117.2	190.1	103.6	86.6	△ 73.0	61.6	113.1	15.7	1,587
加西市	219.1	140.9	75.7	65.2	78.2	155.5	289.4	220.0	3,710
丹波篠山市	153.3	553.9	169.7	384.2	△ 400.6	27.7	90.4	△ 4.2	2,916
養父市	177.5	223.4	141.5	81.9	△ 45.9	79.5	125.5	44.0	3,750
丹波市	208.6	153.1	117.4	35.7	55.5	136.3	177.7	255.6	4,262
南あわじ市	155.2	310.1	145.4	164.7	△ 154.9	50.0	106.7	5.9	2,750
朝来市	160.1	308.3	133.1	175.2	△ 148.2	51.9	120.3	15.4	3,140
淡路市	192.9	230.8	193.4	37.4	△ 37.9	83.6	99.7	△ 1.6	3,322
宍粟市	149.5	152.8	145.5	7.2	△ 3.2	97.9	102.7	55.1	2,750
加東市	241.6	260.3	95.8	164.5	△ 18.7	92.8	252.2	88.6	3,146
たつの市	123.6	187.2	110.1	77.1	△ 63.6	66.0	112.3	17.6	2,420
猪名川町	111.4	136.6	52.8	83.8	△ 25.2	81.6	211.0	69.9	1,980
多可町	178.4	236.6	236.6	0.0	△ 58.1	75.4	75.4	-	3,795
稲美町	119.1	151.4	35.7	115.7	△ 32.2	78.7	333.9	72.1	2,010
市川町	184.1	985.0	270.3	714.7	△ 800.9	18.7	68.1	△ 12.1	3,470
福崎町	153.7	160.9	92.8	68.1	△ 7.2	95.5	165.6	89.5	2,450
神河町	189.4	249.6	249.6	0.0	△ 60.2	75.9	75.9	-	4,400
太子町	141.3	214.0	98.8	115.3	△ 72.7	66.0	143.1	36.9	2,585
上郡町	158.7	158.7	58.6	100.1	0.0	100.0	270.6	100.0	3,080
香美町	235.2	225.6	173.1	52.5	9.5	104.2	135.9	118.2	4,503
新温泉町	205.0	207.0	148.2	58.8	△ 2.0	99.0	138.3	96.6	4,860
佐用町	196.7	196.7	167.6	29.2	0.0	100.0	117.4	100.0	4,013
県平均	170.5	208.4	113.4	95.1	△ 37.9	81.8	150.4	60.1	3,039

【農業集落排水事業】

表 VI-6 処理原価と使用料単価の状況

(単位:円/m<sup>3</sup>、%)

項目	年度			28			29			30			R元			R2		
	28	構成比	伸率	29	構成比	伸率	30	構成比	伸率	R元	構成比	伸率	R2	構成比	伸率			
処理原価 (A)	282.3	100.0	△ 11.3	286.3	100.0	1.4	290.0	100.0	1.3	311.4	100.0	7.4	268.9	100.0	△ 13.7			
維持管理費	173.7	61.5	△ 4.8	180.7	63.1	4.0	185.6	64.0	2.7	184.5	59.2	△ 0.6	180.7	67.2	△ 2.0			
資本費	108.6	38.5	△ 20.1	105.6	36.9	△ 2.8	104.4	36.0	△ 1.2	127.0	40.8	21.6	88.2	32.8	△ 30.5			
使用料単価 (B)	166.5	-	7.3	159.9	-	△ 4.0	158.8	-	△ 0.7	156.7	-	△ 1.3	159.8	-	2.0			
充足率(B)/(A)×100	59.0	-	10.2	55.8	-	△ 3.1	54.8	-	△ 1.1	50.3	-	△ 4.5	59.4	-	9.1			

表 VI-7 団体別の使用料の単価と処理原価 (污水)

(単位:円/m<sup>3</sup>、%)

	使用料単価 A	処理原価			A-B	充足率			使用料水準 家庭用 20m <sup>3</sup> /月
		B	維持管理費 C	資本費 D		処理原価 A/B	維持管理費 A/C	資本費 (A-C)/D	
姫路市	172.0	172.3	165.2	7.1	△ 0.3	99.8	104.1	95.6	2,629
相生市	170.8	207.2	207.2	0.0	△ 36.5	82.4	82.4	-	2,922
豊岡市	169.3	408.5	168.4	240.1	△ 239.2	41.4	100.5	0.4	3,410
加古川市	134.7	296.3	296.3	0.0	△ 161.5	45.5	45.5	-	2,530
赤穂市	139.4	429.1	214.1	215.0	△ 289.6	32.5	65.1	△ 34.7	2,453
西脇市	184.0	191.4	191.4	0.0	△ 7.4	96.1	96.1	-	3,630
三木市	147.8	381.3	205.4	175.9	△ 233.5	38.8	72.0	△ 32.7	2,640
小野市	145.7	432.7	198.4	234.3	△ 287.0	33.7	73.5	△ 22.5	2,732
三田市	88.6	372.1	174.7	197.5	△ 283.5	23.8	50.7	△ 43.6	1,587
加西市	183.9	435.2	372.0	63.2	△ 251.3	42.3	49.4	△ 297.7	3,710
丹波篠山市	149.3	218.2	218.2	0.0	△ 68.9	68.4	68.4	-	2,970
養父市	165.2	209.7	157.8	51.9	△ 44.4	78.8	104.7	14.3	3,750
丹波市	205.6	194.4	95.8	98.6	11.2	105.8	214.6	111.4	4,262
南あわじ市	142.5	488.3	184.4	303.9	△ 345.8	29.2	77.3	△ 13.8	2,750
朝来市	152.3	306.4	136.7	169.7	△ 154.1	49.7	111.4	9.2	3,140
淡路市	164.7	289.5	289.5	0.0	△ 124.8	56.9	56.9	-	3,322
宍粟市	143.7	201.8	201.7	0.0	△ 58.1	71.2	71.2	-	2,750
加東市	165.2	156.1	156.1	0.0	9.1	105.8	105.8	-	3,126
たつの市	135.5	147.7	147.7	0.0	△ 12.2	91.8	91.8	-	2,420
多可町	175.3	176.2	143.1	33.0	△ 0.9	99.5	122.5	97.3	3,795
稲美町	101.5	157.6	157.6	0.0	△ 56.1	64.4	64.4	-	2,010
市川町	194.5	373.7	243.2	130.5	△ 179.1	52.1	80.0	△ 37.3	3,740
福崎町	156.0	244.0	169.6	74.4	△ 88.0	63.9	92.0	△ 18.2	3,680
神河町	175.7	140.8	140.8	0.0	34.9	124.8	124.8	-	4,400
上郡町	159.6	208.4	208.4	0.0	△ 48.8	76.6	76.6	-	3,080
香美町	229.2	429.1	320.8	108.3	△ 199.9	53.4	71.4	△ 84.6	4,503
新温泉町	167.4	167.9	167.9	0.0	△ 0.5	99.7	99.7	-	4,860
神戸市	111.2	435.8	178.4	257.3	△ 324.6	25.5	62.3	△ 26.1	1,760
佐用町	164.6	333.1	333.1	0.0	△ 168.5	49.4	49.4	-	4,013
県平均	159.8	268.9	180.7	88.2	△ 109.1	59.4	88.4	△ 23.7	3,192

【漁業集落排水事業】

表 VI-8 処理原価と使用料単価の状況

(単位:円/m<sup>3</sup>、%)

項目	年度			28			29			30			R元			R2		
	28	構成比	伸率	29	構成比	伸率	30	構成比	伸率	R元	構成比	伸率	R2	構成比	伸率			
処理原価(A)	356.1	100.0	△ 18.2	384.6	100.0	8.0	365.2	100.0	△ 5.0	360.5	100.0	△ 1.3	346.5	100.0	△ 3.9			
維持管理費	224.4	63.0	△ 6.3	249.2	64.8	11.1	232.2	63.6	△ 6.8	258.7	71.7	11.4	250.5	72.3	△ 3.2			
資本費	131.7	37.0	△ 32.8	135.3	35.2	2.8	132.9	36.4	△ 1.7	101.9	28.3	△ 23.4	96.0	27.7	△ 5.7			
使用料単価(B)	150.2	-	2.3	157.3	-	4.8	159.1	-	1.1	158.0	-	△ 0.7	158.9	-	0.6			
充足率(B)/(A)×100	42.2	-	8.5	40.9	-	△ 1.3	43.6	-	2.7	43.8	-	0.3	45.9	-	2.0			

表 VI-9 団体別の使用料の単価と処理原価(汚水)

(単位:円/m<sup>3</sup>、%)

	使用料単価 A	処理原価			A-B	充足率			使用料水準 家庭用 20m <sup>3</sup> /月
		B	維持管理費 C	資本費 D		処理原価 A/B	維持管理費 A/C	資本費 (A-C)/D	
姫路市	143.4	148.8	148.8	0.0	△ 5.5	96.3	96.3	-	2,629
豊岡市	169.5	443.0	285.7	157.3	△ 273.5	38.3	59.3	△ 73.9	3,410
南あわじ市	159.4	653.0	395.6	257.4	△ 493.6	24.4	40.3	△ 91.7	2,750
香美町	224.5	375.2	314.3	60.9	△ 150.7	59.8	71.4	△ 147.4	4,503
新温泉町	246.2	272.9	272.9	0.0	△ 26.7	90.2	90.2	-	4,860
県平均	158.9	346.5	250.5	96.0	△ 187.7	45.8	63.4	△ 95.5	3,630

【小規模集合排水処理施設整備事業】

表 VI-10 処理原価と使用料単価の状況

(単位:円/m<sup>3</sup>、%)

項目	年度			28			29			30			R元			R2		
	28	構成比	伸率	29	構成比	伸率	30	構成比	伸率	R元	構成比	伸率	R2	構成比	伸率			
処理原価(A)	719.7	100.0	12.3	718.1	100.0	△ 0.2	624.7	100.0	△ 13.0	631.2	100.0	1.0	569.1	100.0	△ 9.8			
維持管理費	587.9	81.7	6.8	568.4	79.2	△ 3.3	544.4	87.1	△ 4.2	540.0	85.5	△ 0.8	558.6	98.2	3.4			
資本費	131.8	18.3	45.2	149.6	20.8	13.6	80.3	12.9	△ 46.3	91.2	14.5	13.6	10.6	1.9	△ 88.4			
使用料単価(B)	183.7	-	1.1	184.0	-	0.2	182.5	-	△ 0.8	181.1	-	△ 0.7	170.4	-	△ 5.9			
充足率(B)/(A)×100	25.5	-	△ 2.8	25.6	-	0.1	29.2	-	3.6	28.7	-	△ 0.5	29.9	-	1.2			

表 VI-11 団体別の使用料の単価と処理原価(汚水)

(単位:円/m<sup>3</sup>、%)

	使用料単価 A	処理原価			A-B	充足率			使用料水準 家庭用 20m <sup>3</sup> /月
		B	維持管理費 C	資本費 D		処理原価 A/B	維持管理費 A/C	資本費 (A-C)/D	
相生市	153.2	189.7	189.7	0.0	△ 36.6	80.7	80.7	-	2,922
豊岡市	164.2	659.4	618.0	41.5	△ 495.2	24.9	26.6	△ 1,094.6	3,410
丹波篠山市	170.9	540.8	540.8	0.0	△ 369.9	31.6	31.6	-	2,970
養父市	165.5	263.6	263.6	0.0	△ 98.1	62.8	62.8	-	3,750
宍粟市	128.7	1,299.1	1,299.1	0.0	△ 1,170.4	9.9	9.9	-	2,750
加東市	177.1	231.2	231.2	0.0	△ 54.1	76.6	76.6	-	3,146
上郡町	169.0	774.2	774.2	0.0	△ 605.2	21.8	21.8	-	3,080
香美町	274.5	2,143.8	2,143.8	0.0	△ 1,869.3	12.8	12.8	-	4,503
県平均	170.4	569.1	558.6	10.6	△ 398.7	29.9	30.5	△ 3,678.3	3,316



【特定地域生活排水処理事業】

表 VI-12 処理原価と使用料単価の状況

(単位：円/m<sup>3</sup>、%)

項目	28			29			30			R元			R2		
	年度	構成比	伸率	構成比	伸率	構成比	伸率	構成比	伸率	構成比	伸率	構成比	伸率		
処理原価(A)	162.9	100.0	△ 7.9	212.7	100.0	30.6	218.2	100.0	2.6	219.3	100.0	0.5	183.4	100.0	△ 16.4
維持管理費	83.3	51.1	△ 15.4	67.3	31.6	△ 19.2	90.6	41.5	34.6	79.0	36.0	△ 12.8	73.6	40.1	△ 6.8
資本費	79.6	48.9	1.7	145.4	68.4	82.7	127.6	58.5	△ 12.2	140.3	64.0	10.0	109.8	59.9	△ 21.7
使用料単価(B)	160.7	-	△ 7.9	163.9	-	2.0	169.4	-	3.3	169.2	-	△ 0.1	145.2	-	△ 14.2
充足率(B)/(A)×100	98.6	-	0.0	77.1	-	△ 21.6	77.6	-	0.6	77.2	-	△ 0.5	79.2	-	2.0

表 VI-13 団体別の使用料の単価と処理原価(汚水)

(単位：円/m<sup>3</sup>、%)

	使用料単価 A	処理原価 B	維持管理費 C		資本費 D	A-B	充足率			使用料水準 家庭用 20m <sup>3</sup> /月
			維持管理費 C	資本費 D			処理原価 A/B	維持管理費 A/C	資本費 (A-C)/D	
養父市	145.2	183.4	73.6	109.8	△ 38.2	79.1	197.2	65.2	2,910	

【個別排水処理施設整備事業】

表 VI-14 処理原価と使用料単価の状況

(単位：円/m<sup>3</sup>、%)

項目	28			29			30			R元			R2		
	年度	構成比	伸率	構成比	伸率	構成比	伸率	構成比	伸率	構成比	伸率	構成比	伸率		
処理原価(A)	283.2	100.0	△ 0.7	289.1	100.0	2.1	286.6	100.0	△ 0.9	287.7	100.0	0.4	297.8	100.0	3.5
維持管理費	277.9	98.1	△ 0.7	283.3	98.0	2.0	282.6	98.6	△ 0.2	284.0	98.7	0.5	295.3	99.2	4.0
資本費	5.3	1.9	△ 1.6	5.8	2.0	9.0	4.0	1.4	△ 31.0	3.7	1.3	△ 7.9	2.5	0.8	△ 32.1
使用料単価(B)	136.9	-	0.3	136.6	-	△ 0.2	136.9	-	0.2	134.5	-	△ 1.8	140.2	-	4.2
充足率(B)/(A)×100	48.3	-	0.5	47.2	-	△ 1.1	47.8	-	0.5	46.7	-	△ 1.0	47.1	-	0.3

表 VI-15 団体別の使用料の単価と処理原価(汚水)

(単位：円/m<sup>3</sup>、%)

	使用料単価 A	処理原価 B	維持管理費 C		資本費 D	A-B	充足率			使用料水準 家庭用 20m <sup>3</sup> /月
			維持管理費 C	資本費 D			処理原価 A/B	維持管理費 A/C	資本費 (A-C)/D	
相生市	148.9	492.2	492.2	0.0	△ 343.3	30.3	30.3		2,922	
豊岡市	174.7	474.6	407.2	67.4	△ 299.9	36.8	42.9	△ 345.0	3,410	
養父市	164.7	230.1	170.2	59.9	△ 65.4	71.6	96.7	△ 9.2	2,910	
たつの市	127.8	247.3	247.3	0.0	△ 119.5	51.7	51.7		2,420	
福崎町	182.0	322.3	239.1	83.2	△ 140.4	56.5	76.1	△ 68.6	3,680	
香美町	233.2	563.8	563.8	0.0	△ 330.6	41.4	41.4		4,503	
佐用町	141.2	302.5	302.5	0.0	△ 161.3	46.7	46.7		3,039	
県平均	140.2	297.8	295.3	2.5	△ 157.7	47.1	47.5	△ 6,213.1	3,269	